

小樽セーリング協会規約

総 則

第1条（名称）

本会は、小樽セーリング協会（OTARU SAILING ASSOCIATION 略称 OSA）と称する。

第2条（所在地）

本会の事務所は小樽市市営祝津ヨットハウス内とする。（〒047-0047 小樽市祝津町3-207）

第1章 目的および事業

第3条（目的）

本会は、小樽における、セーリングヨット界を代表し、海洋文化、セーリングスポーツおよびレクリエーションの安全で健全なる発展と普及、強化をはかるとともに会員相互の交流と親睦を図る。

第4条（事業）

本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- （1） セーリングヨットの安全、技術に関する研究指導
- （2） セーリングヨットの指導育成
- （3） セーリングヨットの競技の運営および開催
- （4） 小樽水域におけるセーリングヨット等の海洋文化、セーリングスポーツおよびレクリエーションに関する研究指導
- （5） [小樽市祝津ヨットハーバー競技施設の運営](#)
- （6） その他本会の目的を達成するために必要な事項

第2章 組織および役員

第5条（組織）

- （1） 本会は、個人会員、団体会員をもって組織する。
- （2） 本会は、北海道セーリング連盟ならびに小樽体育協会に加盟する。

第6条（会員）

- （1） 会員は、小樽水域に活動基盤を持つ個人、団体で本会の目的に賛同できる者で理事会において入会を承認された者
- （2） 会員は、会費納入の義務を負う。但し、団体会員の資格については[別途](#)定める。

第7条（役員）

本会に、次の役員を置く

名誉会長	1名	名誉副会長	若干名	会長	1名	副会長	若干名
理事長	1名	副理事長	若干名	理事	若干名	部長	若干名
事務局長	1名	事務局次長	1名	会計	1名	顧問	若干名
監事	若干名	道セ連理事	若干名	市体協理事	1名		

第8条（委嘱）

- （1） 会長は、理事会で会員のなかから推薦され総会で決定される。
会長は、本会を代表し会務を統括し、総会の議長となる。
- （2） 副会長は、理事会で推薦され会長が委嘱する。
副会長は、会長を補佐し、会長が事故等で職務不履行の時はその職務を代行する。
- （3） 理事長は、理事の互選により会長が委嘱する。
理事長は、理事会の決議に基づき会務を掌理する。
- （4） 理事は、会長の指名または、各団体および個人会員より推薦され総会の承認により決定する。
- （5） 理事は、理事会の決議に基づき会務を推進する。

第9条（役員の任期）

役員の任期は、1年とし再任を妨げない。

第10条（役員の補充任期）

役員に欠員が生じた時は、補充を行い、任期は前任者の残余期間とする。

第11条（役員の解任）

役員は、総会の議決に基づき解任することができる。

第12条（顧問）

本会は、若干名の顧問をおくことが出来る。顧問は理事会において推薦され会長が委嘱する。
顧問は、重要な会議の諮問に応じる。顧問の任期、欠員の補充、解任は役員に準ずる。

第4章 会 議

第13条（理事会）

- （1） 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、部長、事務局長、事務局次長、会計で構成する
- （2） 理事会は、総会の決議事項を執行する機関とする。
- （3） 理事会は、その必要により随時会長が招集する。但し、緊急な案件があるときは、役員の3分の1以上の要請により臨時理事会を開催する。

第14条（総会）

- （1） 総会は、役員と会員で構成され、本会の最高議決機関である
- （2） 総会は、年1回以上会長が招集する。但し、理事会の決議により開催が求められたとき、または会員の3分に1以上が請求したときは、臨時総会を招集する。

第15条（部会）

- （1） 本会の目的を達成するため理事会において必要な部会を設ける場合がある。
- （2） 部会の部長は、本会の理事が当たる。
- （3） 部会は、理事会の議決を経て付託された事項を審議し、理事会の承認のもとに会の運営にあたり、経過、結果を理事会に報告し承認を得なければならない

第16条（会議の議決）

- (1) 総会、理事会は出席必要数の2分の1以上を持って成立する。
- (2) 総会、理事会の議決は出席者数の過半数を以って定め、可否同数のときは、議長がこれを定める。

第5章 会 計

第18条（会計）

本会の運営資金は、会費、補助金、交付金、寄付金およびその他の収入による。

- (1) 本会の会費は、年会費として納入する。但し、金額、納入方法は別途定める。
- (2) 会計年度は、事業年度と同一とし、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第6章 その他

第19条（名誉会員）

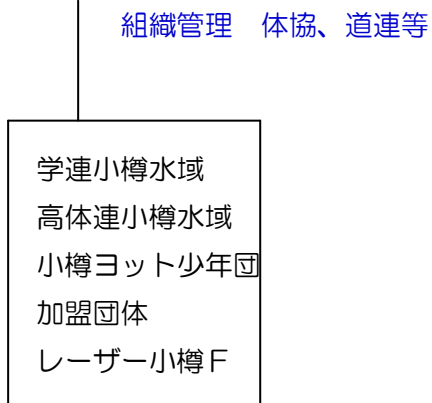
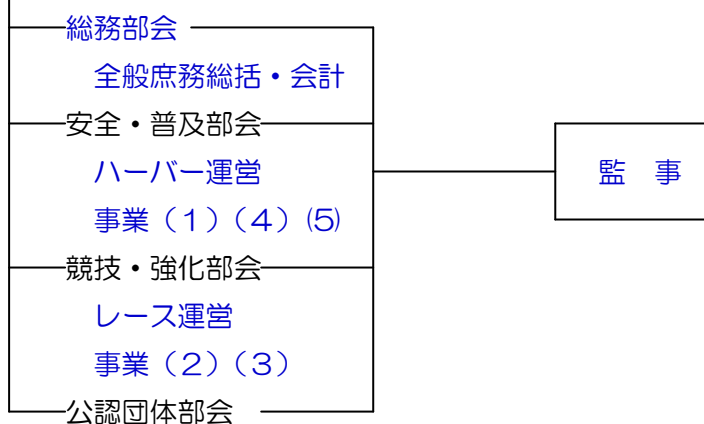
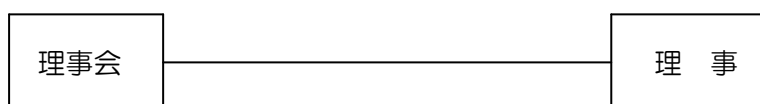
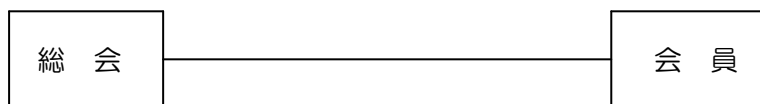
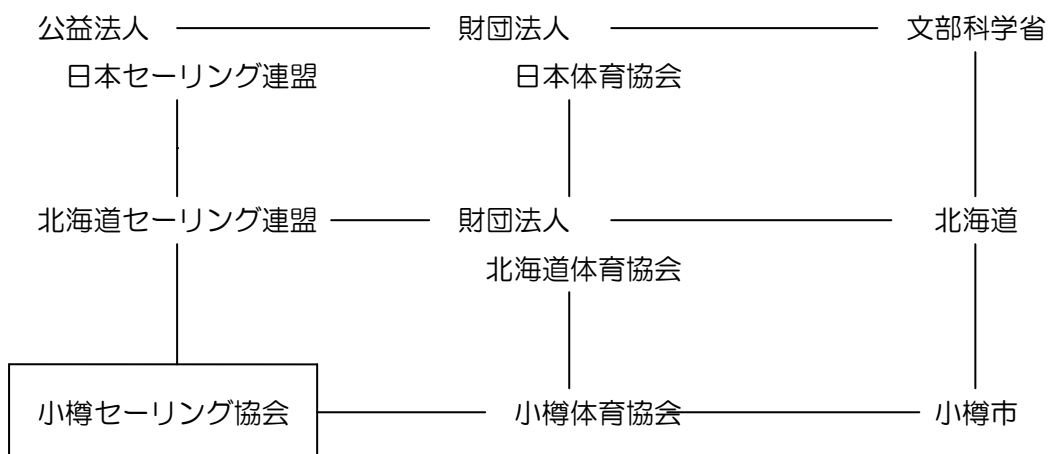
本会の発展に著しく貢献した者に対し、名誉会員としてその業績を長く称える。

第20条（規約の変更）

本会の規約は、総会において、役員および会員の4分の3以上の賛成があって変更される。

		付則		
第1条	この規約は	昭和24年	8月 6日	施行され
		昭和46年	4月 1日	改正
		昭和50年	5月18日	改正
		昭和57年	12月18日	改正
		昭和59年	9月17日	改正
		昭和62年	5月 9日	改正
		平成 5年	5月 2日	改正
		平成14年	5月14日	改定
		平成25年	5月12日	改正

小樽セーリング協会 組織図



* 別途定める事項

その1 第6条の2項

- ・ 団員会員の資格 「各団体が参加を認めたもの」とする。

その2 第18条の2項

- ・ 年会費の金額・納入方法は 別紙参照のこと。